安全・安心なまちづくり ことでもを一つ 1 1 0 程 の家



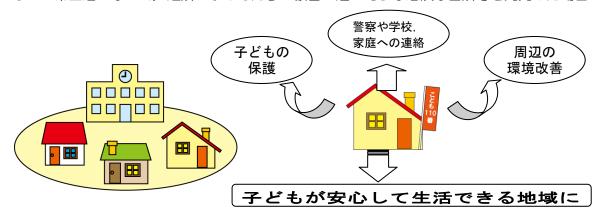
◇「こどもを守る110番の家」とは

「こどもを守る110番の家」とは、ボランティアとしての活動であり、子どもたちが街で知らない人から「声かけや痴漢、つきまとい」などの被害を受けたときに、安心して避難することができ、かつ、その後の警察などへの通報、保護をしてもらえる家(一般家庭・商店・企業等)をいいます。

また、事業所等においては事件でなくても、「トイレを貸してほしい、雨宿りをさせてほしい、自転車がパンクしてしまった」など、子どもたちの緊急時の対応についても可能な限りの協力をお願いしています。

◇活動内容

- 犯罪等の被害に遭い、または遭いそうになって救助を求めてきた子ども等の保護
- 事件・事故の発生に気付いたときの110番通報,学校,家庭への連絡
- 日常生活のなかで、近所に子どもたちが被害に遭いそうな危険な箇所等を発見した場合の連絡



◇気をつけていただくこと

- 子どもたちのプライバシーに配慮し、活動で知り得た秘密を守りましょう
- 被害の状況を無理に聞き出すことはせず、子どもの立場に立って思いやりのある対応をしましょう
- 自分で犯人や不審者に立ち向かうような危険な行為は慎みましょう

◇協力するには

教育委員会では、「こどもを守る110番の家」にご協力くださる協力家庭を随時募集しております。 まずは、学区の小学校へご連絡ください。

ご協力いただける方には、「『こどもを守る 110番の家』名簿」に登録していただきます。小学校より「こどもを守る 110番の家」プレートが交付されます。プレートは、子どもの目線の高さで、外部から見やすい位置に掲げてください。

1110縣の

◇もしも、子どもが飛び込んできたら・・・・・

①子どもを家に入れ、入口を閉めてください。

不審者が凶器を持っていることも考えられ ます。可能な限り子どもを家に入れて、まず安 全を確保してください。

③子どもを落ち着かせてください。

続いて、「大丈夫だから落ち着いて」「どうし たの?」などと優しく声を掛けて飛び込んでき た子どもを落ち着かせてください。

②落ち着いた対応をお願いします。

飛び込んできた子どもは興奮していますの で、動転して自分も興奮することがないよう に、まず自分が落ち着いてください。

4子どもの体の状態を確認してください。

ケガや興奮状態等を見てください。



◇まず子どもから、聞いていただくこと

- ■早く通報するために、①~③だけ聞いて110番の通報時に伝える。
- 【事件名】何があったか?

不審者につけられたのか、痴漢にあったのか、交通事故なのかなど、何があったかまず聞いてくだ さい。

- 2 間】いつあったのか? 【時
 - 今起こったのか、今日の何時何分頃のことなのか聞いてください。
- 況】どんなことがあったのか? 3

ケガをしていないのか、他に誰か連れ去られた子どもや被害に遭った子どもがいないのか、聞いて ください。

◇110 番通報の際に、伝えていただくこと

1 「こどもを守る 110番の家」であること

電話が、「子どもを守る 110 番の家」からであることを告げ、住所、氏名、電話番号を話してく ださい。

- 2 子どもから聞いた内容
 - 子どもから聞いた内容を順序よく話してください。
- 子どもが110番に答えられる場合は、子どもを電話口に 3 子どもが、既に落ち着いていて自分で話ができる場合は、子どもを電話口に出して直接本人に答え させてください。

◇110番のあとに

- 警察官が到着するまで、その子どもを待たせておいてください。
- 危険が去ったと判断し、安易に子どもを屋外に出さないように注意してください。
- 不審者の人相や服装,使用車両の特徴等について,子どもから聞いてください。
- 警察官が到着すれば、事情を説明してください。

子どもから話を聞くときのポイント



静かな場所で話を聞く。(落ち着いた雰囲気をつくる) 椅子にかけさせるなどして子どもと同じ目線で話す。 0

子どもの判断の参考となるような具体的な例を挙げてたずねる。 無理に答えを聞かない。(わからないことを何度もたずねない)

緊急の場合は、110番通報をしながら話を聞いてください。

ひたちなか市教育委員会事務局 7312-8501 ひたちなか市東石川2丁目10番1号 Tel 0 2 9 (2 7 3) 0 1 1 1 FAX 029(274)2430